

## 権現造型の複合社殿の分類と本殿・拝殿間の形式に関する一試論 構造よりみる接続方式の違いに着目して

### A Study on Classification of Gongen-Style Composite Building and Form of Between Main Sanctuary and Worship Hall Focusing on Differences in Connecting Methods

○加藤千晶<sup>1</sup>, 重枝豊<sup>1</sup>\*Chiaki Katoh<sup>1</sup>, Yutaka Shigeeda<sup>1</sup>

#### 1. はじめに

慶長期以降の社寺霊廟建築にみられる特徴的な展開として、前後に並び建つ本殿と拝殿とをその間に設けられた中間部分を介して一体化したものが普及したことが挙げられる。このような社殿は権現造と称され、中間部分は石の間や幣殿、相の間（廊下）等と称されている。権現造の名称の妥当性については数々の議論がなされてきた。本稿ではこそには触れない。これまでに、公儀造営の所謂権現造の形式を持つ複合社殿について、本殿・拝殿間の形式が石の間となるもの、幣殿となるもの、廊下となるものから分類を行った<sup>1)</sup>。しかし、公儀以外の権現造型の複合社殿については、拙稿の分類や、従来の分類方法に則るだけでは、多様な展開を捉えるには不十分と考えるようになった。本稿では、既往研究における従来の分類の問題点を述べ、分類の見直しを試みることを目的とする。なお、誌面の都合上、仏式の徳川家霊廟については割愛する。

#### 2. 従来の分類の問題点

伊東忠太が権現造の定義を本殿と拝殿とを中間部分を介して一体化した複合社殿に拡大して以来<sup>2)</sup>、権現造型の複合社殿の本殿・拝殿間の形式について、①石の間となるものと、床を拝殿と同高に張るものといった床高に基づく分類と、②本殿と同幅とし全体平面が丁字形を成すものと、本殿・拝殿よりも幅員が小さく全体平面が工字形を成すもの、③平面が横長か、方形か、縦長かといった、本殿・拝殿間の幅員の関係に基づく分類がなされてきた。近年、村上初一<sup>3)</sup>によって、官報告示で用いられる権現造や石の間、幣殿、相の間の標記について、構造形式の点から見直されるようになった。それ以前にも、石の間や幣殿の構造が異なることに対する指摘は加えられたが、構造形式に関わらず、前述の①～③の平面的分類が重要視されている。

石の間は、本殿・拝殿間を、壁と屋根で塞ぐことでできた合の間が、本殿・拝殿よりも床の低い石敷きであったことから来たもので、石の間を持つ権現造型の

複合社殿は、接続方式からみると、二棟の建物が合の間を介して八棟造の形に一体化したものに端を発する。一方、幣殿を持つ権現造型の複合社殿は、本殿、幣殿、拝殿の独立する三棟が八棟造の形に一体化したことで生じたと考えられる。このことを示す造作として、幣殿を持つ事例では、幣殿と拝殿の柱筋が揃わない場合が多く、その場合、幣殿が拝殿の壁面に接する部分に半柱を立てて処理している。

合の間を持つものと、幣殿を持つものとの間には、二棟の建物を一体化するか、三棟の建物を一体化するかの本格的な違いがある。本殿・拝殿間に、床の高低や幅員の違いが表れるのは、接続方式の構造的な違いや、様々な規模・形式のある本殿との取り合い等によって、副次的に生じたためと考える。さらに、接続方式ごとに、本殿・拝殿間の床形式や幅員等の問題について論じたい。

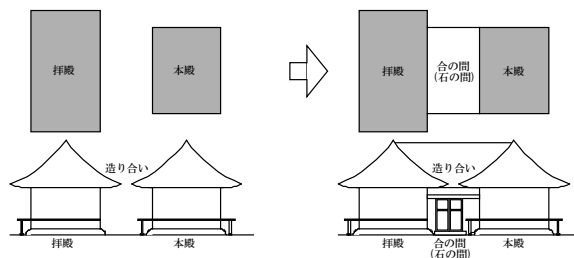


図1 独立する二棟を合の間を介して接続する形式

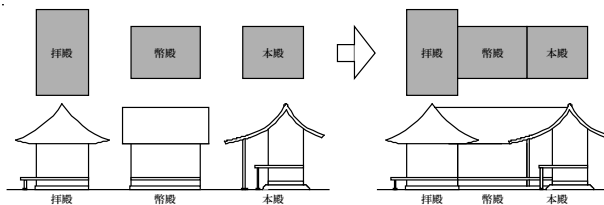


図2 独立する三棟を接続する形式

#### 3. 独立する二棟を合の間を介して接続する形式 3-1. 石の間となる事例

先述したように、北野天満宮、大崎八幡宮の初期の権現造型の複合社殿は、本殿・拝殿間を合の間を介して接続した、双堂のようなつくりとなっている。

1: 日大理工・教員・建築

これら合の間は本殿・拝殿間の軒が接近する（あるいは重なる）造り合いであるため、合の間の奥行は自然と小さくなる。

### 3-2. 床を拝殿と同高に張る合の間の事例

合の間を介して接続する事例の中にも、床を拝殿と同高に張るものがみられる。法明寺鬼子母神堂（元禄 13 年・1700）は、本殿の軒先と拝殿の軒先との間隔（木負を基準とする）がおよそ 4 尺と狭い。霧島神宮（正徳 5 年・1715）は、本殿向拝の軒先と拝殿の軒先が上下に重なっている。両社とも本殿・拝殿間が造り合いになっている（両社では幣殿と呼ぶ）。独立した建物の構成を持つ幣殿の場合、桁行各間の寸法が等しいという特徴があるが<sup>1)</sup>、法明寺鬼子母神堂と霧島神宮は、幣殿の桁行各間の寸法にばらつきがある。また、軸部の構成を見ても独立した建物にのようになっており、合の間に床を張り、幣殿として使用した事例と言える。

### 4. 独立する三棟を接続する形式

本殿・拝殿間を独立する幣殿とする場合、幣殿は通常（本殿正面の）3 間幅とするのが原則であったようである<sup>1)</sup>。そのため、本殿が 3 間社の場合は全体平面が逆丁字形を成し、本殿が 5 間社の場合は全体平面が工字形を成す。3 間幅を原則とする幣殿の奥行は 2~4 間あり、方形平面となるものから長方形平面となるものがある。基本的に、内部に天井を張り、両側面に舞良戸を入れる等、内部を居室的なつくりとする。ただし、一間社や、1 間の向拝を持つ本殿では、幣殿が 1 間幅となることがある。1 間社流造の本殿を持つ相馬中村神社（寛永 20 年・1643）の場合、全体平面が逆丁字形となり、方 3 間入母屋造に向拝 1 間が付く本殿を持つ福山八幡宮（天和 3・1683）では、全体平面が工字形となる。これらの幣殿では、各柱上に虹梁を架け渡してその上に臺股を置き、天井を両下の化粧屋根裏とする。本殿と幣殿の間を離して建てて両者を渡廊（石の間）で繋ぐ鹿島神宮（元和 5・1619）や、幣殿と拝殿の間を離して建て両者を渡殿で接続する浅草神社（慶安 2 年・1649）にみられる、渡殿のつくりと近い。

幣殿として 1 つの建物を構成するものでも、縦拝殿的、渡殿的な特徴を持つものがあり、それぞれ縦拝殿型の幣殿、渡殿型の幣殿と称するのが良いと考える。

### 5. 凸形の拝殿・石の間と本殿とを造り合いを介して接続する形式

二棟を一体化したもの、三棟を一体化したものとも異なるのが久能山や日光等の東照宮の建築である。通常石の間造に分類される東照宮では、石の間前方の桁

行 2 間、梁間 3 間が拝殿と一体化した、凸型の構造になっていることで知られる。拝殿から突出した部分と本殿との間を造り合いとする。本殿の軒先と拝殿の軒先との間隔は、合の間を持つ事例で最大規模の北野天満宮の約 5.1 尺<sup>4)</sup>と比較して、久能山東照宮 5.79 尺、日光東照宮 10.305 尺と大きくなる傾向にある。また、東照宮の現存最古の事例である久能山東照宮の本殿が 3 間幅のため、本殿・拝殿間の梁間が 3 間幅となり、本殿・拝殿間の平面が方形となっている。本殿の棟の高さを石の間よりも高くするなど、北野天満宮や大崎八幡宮（いずれも慶長 12 年・1607）と比べ、本殿の独立性を強調する意識がみられる。双堂の形式から脱し、本殿を象徴的に見せる方向へ進んだ点に特質がある。

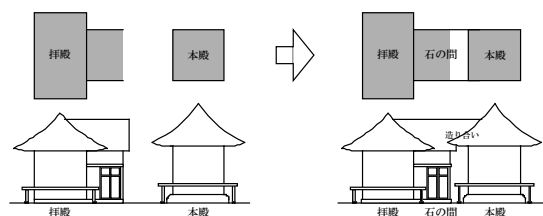


図 3 凸形の拝殿・石の間と本殿とを造り合いを介して接続する形式

### 6. おわりに

以上、権現造型の複合社殿の分類と本殿・拝殿間の形式について述べた。接続方式や本殿形式等によってその構成が左右される床高や幅員を、本殿・拝殿間の形式の分類の基本とするのではなく、接続方式ごとに発展を見ていくことで、近世の社殿の複合化の展開を系統立てて追うことができると考えられる。なお、本稿では、江戸中期までの権現造型の複合社殿の事例の一部を取り上げたに過ぎず、また該当しないものもみられる。それらは異なる接続方式が相互に関係し合い、発展したことも想定しておくことが必要である。

### 7. 註釈

- [1] 加藤千晶, 重枝豊「日枝神社・根津神社の建築構成とその位置付け」, 日本建築学会計画系論文集, 第 83 巻, 第 744 号, 2008.2. [2] 伊東忠太「日本神社建築の発達(下)」, 建築雑誌, 第 15 巻, 第 174 号, 1901.6. [3] 村上訃一「構造形式における複合社殿の表記—権現造と両下造」, 文建協通信, 第 125 号, 2016.7. [4] 文化庁実測図から、比率を基に寸法を算定

※本稿では、桃山時代から江戸中期頃までの次の事例を取り上げた。

北野天満宮, 大崎八幡宮, 久能山東照宮, 和歌山東照宮, 日光東照宮, 紅葉山東照宮(焼失), 鶴岡八幡宮若宮, 伊賀八幡宮, 六所神社, 五社・諏訪神社(焼失), 日枝神社(焼失), 根津神社, 相馬中村神社, 氷川女體神社, 福山八幡宮, 玉前神社, 江島神社中津宮, 法明寺鬼子母神堂, 霧島神宮